

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(本業務の特記仕様事項)

第12条 本業務における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

特記仕様書

1. 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を充分に把握したうえ、業務実施にあたっての技術の方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を企画・立案する。

2. 洪水浸水想定区域図包括データ作成

徳島県管理河川の浸水想定区域図の電子データ（電子化ガイドライン）を収集し、各河川の洪水浸水想定区域図等から浸水深・浸水継続時間の最大値を抽出し、それらを基に、市町村単位の包括データ、徳島県総合地図提供システムに対応可能なデータを作成する。

【仕様】

作成するデータ：最大浸水深図(5m)、浸水継続時間(25m)

座標系 : JGD2000

ファイル形式 : Shape/GeoTIFF 形式等（左記の形式以外は監督員と協議で決定）

データサイズ : 10MB 程度を想定（左記によらない場合は監督員と協議で決定）

【対象市町村（対象範囲）】

氾濫面積

0 km² ~ 20 km²未満：上勝町、佐那河内村、牟岐町、美波町、松茂町、北島町、藍住町

20 km² ~ 40 km²未満：小松島市、勝浦町、石井町、神山町、那賀町、海陽町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町

60 km² ~ 100 km²未満：鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市

100 km² ~ 200 km²未満：徳島市、阿南市

3. 対策対象水位の確認

3.1 資料収集整理

対象排水機場について、耐水化対策に関する既往成果等を収集整理し、対象水位を整理する。

3.2 対策対象水位の確認

対象水位の確認については、前述の「2.洪水浸水想定区域図包括データ作成」にて作成した包括データを基礎資料とし、洪水予報河川および水位周知河川を除外したうえ、最大浸水深を抽出・整理する。その結果、県内排水機場において、過去に設定された対象水位と比較検討を行い資料作成する。

なお、本業務に係る対象排水機場を下表に示す。

対象排水機場一覧表

番号	水系名	河川名	施設名
1	吉野川	冷田川	冷田川排水機場
2	吉野川	新町川	新町川揚水機場
3	神田瀬川	新堀川	新堀川排水機場
4	神田瀬川	豊ノ本川	豊ノ本川排水機場
5	太田川	太田川	太田川排水機場
6	立江川	田野川	田野川排水機場
7	立江川	立江川	立江川排水機場
8	吉野川	大谷川	大谷川排水機場
9	那賀川	蛭地川	蛭地川排水機場
10	打樋川	打樋川	打樋川排水機場
11	苅屋川	苅屋川	苅屋川排水機場
12	海部川	善蔵川	善蔵川排水機場
13	牟岐川	牟岐川他	救急内水排除施設

4.報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。

5.打合せ協議

打合せ協議は、原則として、着手時1回、中間時1回、成果納入時1回の計3回とする。